



島根県報

令和4年5月13日（金）

号外第53号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	2
運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則	(")	15
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(")	21

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条中「技能検査」の次に「、法第91条の2第3項に規定する審査」を加える。

第23条の5第1項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「及びロ」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第2項中「、様式第26号の6又は」を「又は様式第26号の6及び」に改め、「及び様式第26号の8」を削り、同条を第23条の6とする。

第23条の4を第23条の5とし、第23条の3を第23条の4とし、第23条の2の次に次の1条を加える。

（免許の条件の付与等の申請）

第23条の3 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター

第23条の6の次に次の1条を加える。

（運転技能検査）

第23条の7 法第97条の2第1項第3号イ及びハ並びに法第101条の4第3項に規定する運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（様式第26号の8）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、運転技能検査受検結果証明書（様式第26号の9）を交付するものとする。

第25条中「様式第28号の2の2」の次に「、様式第28号の2の3」を、「様式第28号の4の2」の次に「、様式第28号の4の3又は様式第28号の4の4」を加える。

第25条の3の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「及び」を「、」に改め、「国外運転免許証の返納」の次に「及び施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第27条中「第32条の3第1項、同条第2項」を「第32条の2第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項」に改め、「ための」の次に「大型自動車、」を加える。

第27条の2を次のように改める。

（公安委員会が行う任意講習）

第27条の2 法第108条の2第2項の規定に基づき行う講習は、特定任意講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。次条において「講習等に関する規則」という。）第2条に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）とする。

第27条の3第1項及び第3項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

様式第26号の4中「第23条の5関係」を「第23条の6関係」に、

「第97条の2第1項第3号イ

を

第101条の4第2項 に規定する検査を手数料を添えて申請します。」

「第97条の2第1項第3号イ及びロ

に改める。

第101条の4第2項 　　　　　に規定する検査を手数料を添えて申請します。」

様式第26号の5から様式第26号の8までの様式を次のように改める。

様式第26号の5（第23条の6関係）

にんち きのうけん さけつ かっつう ちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しょ
住 所
し めい
氏 名
せい ねん がつ び
生 年 月 日
けん き わん がつ び
検 査 年 月 日
けん さ ば しょ
検 査 場 所

そうごうてん てん
総合点 (A) 点
(B) 点

き おくりよく はんだんりよく ひく にんち しょう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

き おくりよく はんだんりよく ていか しんごう む し いちじ ふでいし いはん しんろ へんこう あいず おく けいこう
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向が
みられます。
こんご うんでん じゆうぶんちゆうい いし かぞく そうだん すす
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。
りんじてきせいけん さ せんもんい しんだん う また いし しんだんしよ ていしゆつ し こうあんいん
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員
会からあります。
しんだん けつか にんち しょう はんめい うんでんめんきよ とりけ ていし ぎょうせいしよぶん たいしょう
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象とな
ります。

うんでんめんきよしょう こうしん て つづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の6（第23条の6関係）

にんちきのうけんさけつかつうちしょ
認知機能検査結果通知書じゅう　　しょ
住　　所
し　　めい
氏　　名
せい　ねん　がつ　び
生　年　月　日
けん　さ　ねん　がつ　び
検　査　年　月　日
けん　さ　ば　しょ
検　査　場　所にんちしょう　　きじゆん　　がいどう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。こんかい　けつか　きおくりよく　はんだんりよく　ていか　いみ
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。こじんさ　　かれい　　にんちきのう　　しんたいきのう　　へんか　　じぶんじしん　　じょうたい　　つね　　じかく
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、
それに応じた運転をすることが大切です。きおくりよく　　はんだんりよく　　ていか　　しんごうむし　　いちじふていし　　いはん　　しんろへんこう　　あいず　　おく　　けいこう
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向が
みられますので、今後の運転について十分注意してください。うんでんめんきょしょう　　こうしんてつづき　　さい　　しょめん　　かなら　　じきん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年　　月　　日

島根県公安委員会 印

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏面）

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや島根県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の8 (第23条の7関係)

<p>運転技能検査受検申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>島根県公安委員会 様</p> <p> <input type="checkbox"/>第97条の2第1項第3号イ及びハ（取得） <input type="checkbox"/>第101条の4第3項（更新） </p>		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
検 査 手 数 料		

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の8の次に次の1様式を加える。

様式第26号の9（第23条の7関係）

第 号		
運転技能検査受検結果証明書		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日において、道路交通法第 条 に規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">運転技能検査の結果</td> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">点</td> </tr> </table>	運転技能検査の結果	点
運転技能検査の結果	点	
<input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者		
(合格基準) <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上 ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上 		
年 月 日		
島根県公安委員会 印		

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の2の2中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症の

「
おそれがある」に、
適性検査を行う理由となった
認知機能検査の結果
」
を
「
適性検査を行う理由となった
認知機能検査等の結果
」
に改め、同様式

の次に次の1様式を加える。

様式第28号の2の3 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の
拒 否
保 留
取 消 し
効力の停止
の処分を受け
ることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)	
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)	
備 考	

注：1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、島根県警察本部運転免許課に提出してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の4の2中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症の

おそれがある」に、

「	診断書の提出を命ず る理由となった認知 機能検査の結果	」	「	診断書の提出を命ず る理由となった認知 機能検査等の結果	」
---	-----------------------------------	---	---	------------------------------------	---

を

に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第28号の4の3 (第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許
 が拒否される
 が保留される
 が取り消される
 の効力が停止される
 こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ず る 理 由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の4の4（第25条関係）

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、

拒否又は保留

運転免許の
保 留
取 消 し
効力の停止
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ず る 理 由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第29号を次のように改める。

様式第29号 削除

「
様式第30号中

中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
----	-----	----	-----	-----	------

 を

「

大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小型二輪
----	----	-----	----	-----	-----	------

 に改め、同様式の注の1中「免

許の種類」の次に「の欄」を加える。

様式第31号及び様式第32号中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第10号

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運転免許取得者等教育の認定に関する規則

第1条中「第38条の4の4」を「第38条の4の6」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「に規定する運転免許取得者教育」を「に規定する運転免許取得者等教育」に改める。

第3条を削り、第2条中「運転免許取得者教育認定申請書（様式第1号）」を「運転免許取得者等教育認定申請書（様式第4号）」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（業務を適正かつ確実にを行うことができる者の指定等）

第2条 国家公安委員会規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 指定は、指定書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、指定した者が指定の要件を満たさなくなると認めるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を行った後、指定取消通知書（様式第3号）を交付して当該指定を取り消すものとする。

第9条中「法第108条の32の2第5項」を「同条第5項」に改め、「（平成5年法律第88号）」を削り、「運転免許取得者教育の認定取消通知書（様式第5号）」を「運転免許取得者等教育の認定取消通知書（様式第8号）」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「運転免許取得者教育実施結果報告書（様式第4号）」を「運転免許取得者等教育実施結果報告書（様式第7号）」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「運転免許取得者教育の認定公示事項等変更届（様式第3号）」を「運転免許取得者等教育の認定公示事項等変更届（様式第6号）」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「（運転免許取得者等教育の認定）」に改め、同条中「運転免許取得者教育の認定書（様式第2号）」を「運転免許取得者等教育の認定書（様式第5号）」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録による手続)

第4条 国家公安委員会規則第13条の電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これに類するものであって、島根県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

2 一の電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

3 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

4 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

様式第5号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「運転免許取得者教育の認定公示事項変更届」を「運転免許取得者等教育の認定公示事項変更届」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「運転免許取得者教育の認定書」を「運転免許取得者等教育の認定

書」に、「を運転免許取得者教育」を「を運転免許取得者等教育」に改め、

「
運転免許取得者教育の
課程の区分
」

を

「
運転免許取得者等
教育の課程の区分
」

に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に、「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定

申請書」に、「運転免許取得者教育の認定」を「運転免許取得者等教育の認定」に、

「
運転免許取得者教育に
使用する施設の名称
」

「
運転免許取得者教育に
使用する施設の所在地
」

「
運転免許取得者教育の
課程の区分
」

「
運転免許取得者教育の
課程の名称
」

を

「
運転免許取得者等教育
に使用する施設の名称
」

「
運転免許取得者等教育
に使用する施設の所在
」

地
運転免許取得者等教育 の課程の区分
運転免許取得者等教育 の課程の名称

に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

指定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

注：1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

第 号

指定書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定します。

年 月 日

島根県公安委員会

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第2条関係）

指定取消通知書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会

次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第91条の項の次に次のように加える。

第91条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第3項	申請による運転免許の条件の変更の審査

別表道路交通法の部第97条の2第1項第3号イの項中「認知機能検査」の次に「及び運転技能検査」を加え、同項の次に次のように加える。

第97条の2第2項	運転免許試験を免除しないことの処分
-----------	-------------------

別表道路交通法の部第97条の2第2項及び第3項の項中「第97条の2第2項及び第3項」を「第97条の2第3項及び第4項」に改め、同部第101条の4第2項の項の次に次のように加える。

第101条の4第3項	75歳以上の者の免許更新時に行う運転技能検査等の実施
第101条の4第4項	運転免許証の更新をしないことの処分

別表道路交通法の部第101条の4第3項第1号の項中「第101条の4第3項第1号」を「第101条の4第5項第1号」に改め、同部第101条の4第3項第2号の項中「第101条の4第3項第2号」を「第101条の4第5項第2号」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の4第5項第3号	更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する運転技能検査等、認知機能検査等及び高齢者講習の実施に関する書面の送付
---------------	--

別表道路交通法の部第102条第1項から第3項までの項中「第102条第1項から第3項まで」を「第102条第1項から第4項まで」に改め、同部第104条第1項及び第3項（第107条の5第4項において準用する場合を含む。）の項中「第3項（」の次に「第104条の2の4第6項及び」を加え、同部第104条の2の2第7項の項の次に次のように加える。

第104条の2の4第1項、第2項及び第4項	特例取得免許の取消し
第104条の2の4第3項及び第5項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理
第104条の2の4第7項	他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理

別表道路交通法の部第108条の3の2の項の次に次のように加える。

第108条の3の3	基準該当若年運転者に対する若年運転者講習の通知
-----------	-------------------------

別表道路交通法の部第108条の3の3第1項の項中「第108条の3の3第1項」を「第108条の3の4第1項」に改め、同部第108条の3の4の項中「第108条の3の4」を「第108条の3の5」に改め、同部第108条の3の5の項中「第108条の3の5」を「第108条の3の6」に改め、同部第108条の32の2第1項の項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同部第108条の32の2第2項の項中「第108条の32の2第2項」の次に「（第108条の32の3第2項に

において準用する場合を含む。）」を加え、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）」に改め、同項の次に次のように加える。

第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定申請の受理
---------------	--------------------

別表道路交通法の部第108条34の項中「第108条34」を「第108条の34」に改める。

別表道路交通法施行令の部第32条の3第1項及び第2項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項の項中「第32条の3第1項及び第2項」を「第32条の2第1項第2号、第2項第2号及び第3項」に改め、同部第37条の6の4第6号の項中「第37条の6の4第6号」を「第37条の6の5第6号」に改め、同項の次に次のように加える。

第37条の11第7号	若年運転者講習の受講期間の特例に係る認定
------------	----------------------

別表道路交通法施行令の部第41条の2第7号の項中「第41条の2第7号」を「第41条の2」に改める。

別表道路交通法施行規則の部第18条の5の項の次に次のように加える。

第18条の6第2項	運転免許条件申請書の受理
-----------	--------------

別表道路交通法施行規則の部第24条第8項の項の次に次のように加える。

第26条の3第2項	認知機能検査結果通知書の交付の申出の受理及び交付
第26条の4第3号	診断書その他の書類の受理
第26条の5第6項	運転技能検査受検結果証明書の交付の申出の受理及び交付

別表道路交通法施行規則の部第29条の2第1項の項の次に次のように加える。

第29条の2の3第3号	診断書その他の書類の受理
-------------	--------------

別表道路交通法施行規則の部第29条の2の4第4項の項中「第29条の2の4第4項」を「第29条の2の5第4項」に、「臨時認知機能検査」を「臨時認知機能検査等」に改め、同部第29条の2の5第4項の項中「第29条の2の5第4項」を「第29条の2の6第4項」に改め、同部第38条第15項の項中「第38条第15項」を「第38条第17項」に改め、同部第38条の4の2第3項の項の次に次のように加える。

第38条の4の2の2第3項	若年運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理
---------------	-------------------------------------

別表道路交通法施行規則の部第38条の4の4第1項及び第2項の項中「第38条の4の4第1項及び第2項」を「第38条の4の6第1項及び第2項（第38条の4の7において準用する場合を含む。）」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）」に改める。

別表運転免許に係る講習等に関する規則の部第4条第2項第2号の項中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

別表運転免許取得者教育の認定に関する規則の部中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改め、同部第2条第1号ハの項中「第2条第1号ハ」を「第2条第1号イ(3)」に改め、同部第2条第1号ニの項中「第2条第1号ニ」を「第2条第1号イ(4)」に改め、同部の次に次のように加える。

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）	第8条第1項及び第2項	認定検査実施者に係る変更届の受理及び変更事項の公示
	第8条第3項	認定検査実施者に係る書類の内容の変更届の受理
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る講習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1項	申請書の受理
	第3条	指定書の交付
	第4条	記載事項の変更の届出の受理
	第8条	報告又は資料の提出要求
	第9条第2項	指定の取消しの通知

別表島根県道路交通法施行細則の部第23条の5の項中「第23条の5」を「第23条の6」に改め、同項の次に次のように

加える。

第23条の7	運転技能検査受検申請書の受理及び運転技能検査受検結果証明書 の交付
--------	--------------------------------------

別表島根県道路交通法施行細則の部第26条の項を削り、同部第27条の項の次に次のように加える。

第27条の3第1項及び第2項	資格審査申請書の受理及び資格合格証明書の交付
----------------	------------------------

別表島根県道路交通法施行細則の部第27条の3の項中「第27条の3」を「第27条の3第3項及び第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。